

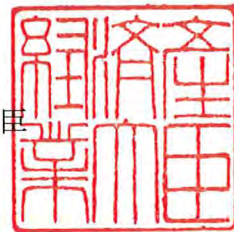
総 統 経 第 29 号
20220303 統 第 1 号
令 和 4 年 3 月 30 日

各 位

総 務 大 臣



経済産業大臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省・経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「**経済構造実態調査**」を2022年6月に実施します。

また、これまで「工業統計調査」として毎年実施してきた調査を、2022年から、「経済構造実態調査」の一部として実施することとしています。

「経済構造実態調査」は、全ての産業における付加価値等の構造とその変化を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた**報告義務のある調査**）であり、その調査結果は、国民経済計算（年次推計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案、実施のための基礎資料、企業経営の参考資料などに広く利活用されることを目的としています。

「経済構造実態調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「経済構造実態調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を奨励）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

「経済構造実態調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省
2022年3月

「経済構造実態調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、お願いする次第です。

※ご周知いただく際には、別添の広報用素材を是非ご活用ください。

● 経済構造実態調査とは

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算の精度向上に資するとともに、経済センサス-活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする、政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた**報告義務のある調査（基幹統計調査）**です。

経済構造実態調査は、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編し、2019年から実施しています。

今回の2022年調査より、全ての産業に属する一定規模以上の法人企業の皆様が対象になるとともに、これまで実施してきた「工業統計調査」を「経済構造実態調査」の一部として実施することとしております。

詳しくは、同封のリーフレット「安心まるわかり！ みんなの経済構造実態調査」及び経済構造実態調査ホームページをご高覧ください。

経済構造実態調査ホームページ：<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載
（掲載いただける場合、別添「広報素材」に掲載しているバナー等の用意もごさいます。）
- ・ 総会などで、「経済構造実態調査」が実施される旨の案内
（リーフレットが必要な場合には必要部数をご連絡ください。）

など

以上、簡単なお案内を記載いたしましたが、経済構造実態調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお気軽にどうぞご連絡ください。

何卒よろしくお願いいたします。

＜連絡先＞
総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当
メールアドレス：e-kkj@soumu.go.jp
電話番号：03-5273-1165

- 貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「経済構造実態調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださいますようお願いいたします。
- 原稿データが必要な場合には3ページ目に記載の＜連絡先＞までご連絡ください。

■ 広報用素材について ■

1. 機関誌用原稿（電子ファイルの用意もあります。）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌等の誌面において、ご掲載いただくことを目的とした〔1〕イラスト入り原稿及び〔2〕文例集です。

主に、本調査の重要性（法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査）及び実施時期の周知を目的としており、調査関係書類の送付時期なども明記しています。

〔2〕文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載においてもご活用いただければ幸いです。

〔1〕イラスト入り原稿



〔2〕文例集（3種類）

●文例①

総務省・経済産業省では、2022年6月に全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき実施する国の重要な統計調

査（基幹統計調査）であり、報告の義務があります。ご回答いただいた調査内容は統計法に基づき厳重に保護されます。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査票などの調査書類を、5月中旬から順次郵送いたしますので、インターネット（難しい場合は郵送）にて、ご回答をお願いいたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例②

総務省・経済産業省では、2022 年 6 月に「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、全ての産業における付加価値等の構造を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいた報告義務のある調査）です。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査票などの調査書類を、5月中旬から順次郵送いたしますので、インターネット（難しい場合は郵送）にて、ご回答をお願いいたします。

なお、今回の 2022 年調査より、これまで実施してきた「工業統計調査」を「経済構造実態調査」の一部として実施します。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例③（ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載用）

総務省・経済産業省では、2022 年 6 月に「経済構造実態調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施いたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

2. ホームページ用バナー（電子ファイルの用意もあります。）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

バナーのリンク先としては、経済構造実態調査のホームページ（次ページ URL）を想定しています。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しています。

●バナー



●経済構造実態調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
広報用素材について、ご不明な点等がありましたら下記連絡先までご連絡ください。
なお、総会等において、リーフレットを配布していただける場合は追加送付もいたします。

（お願い）

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し等）は、メール等でお知らせいただければ幸いです。

<連絡先>

総務省統計局統計調査部経済統計課 経済構造実態調査担当

電話：03-5273-1165（直通）

E-mail：e-kkj@soumu.go.jp

安心まるわかり! みんなの

経済構造 実態調査

基幹統計調査



2022年調査からの変更点

- ✓ 全ての産業の法人企業が対象になります
- ✓ これまでの「工業統計調査」を「経済構造実態調査」の一部として実施します

経済構造実態調査へのご理解・ご回答をお願いします



2022年調査からの変更点

✓ 調査対象の拡大

「経済センサス・活動調査」の中間年の調査として、製造業・サービス業のみに限られていた調査対象を全産業に拡大し、調査項目の一部変更を行いました。

製造業・サービス業
+
農林漁業・鉱業・建設業 など

全産業に
拡大

✓ 乙調査の廃止

特定のサービス産業に関する特性事項について調査していた経済構造実態調査の乙調査は、ご回答の負担等を考慮し、廃止することとなりました。



工業統計調査

産業横断調査

製造業事業所調査

経済構造実態調査

本社宛てに一括して郵送配布



✓ 工業統計調査を 本調査の一部として実施

これまで実施してきた「工業統計調査」を経済構造実態調査の一部である「製造業事業所調査」として、新たに実施することになりました。

「工業統計調査」では、本社一括調査として本社等に送付する方法や、直接、事業所の皆様宛てに調査票を配布する方法を用いて調査をしていましたが、今回からは経済構造実態調査の調査票として、本社宛てに一括して郵送配布いたします。

調査の方法

インターネット・郵送で行います。

- 調査票とインターネット回答用のIDを2022年5月から順次郵送します。
- インターネット又は郵送により回答していただきます。

インターネットで回答いただいた情報は、
厳重なセキュリティで保護されるため、安心してご回答いただけます。
ぜひ、便利なインターネット回答をご活用ください。

なお、調査は、国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

ご活用ください



結果の公表時期

調査実施の年度末からホームページにて順次公表予定です。

経済構造実態調査のホームページ

経済構造実態調査



<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>





経済構造 実態調査

…ってなんですか？

総務省・経済産業省が毎年実施する
統計調査です

※経済センサス・活動調査の実施年を除く

調査の概要

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、
国民経済計算の精度向上等に資するとともに、
5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の中間年の実態を把握するための調査です。

調査の目的

- 国民経済計算（年次推計）の精度向上
- より正確な景気判断や経済構造の把握に基づく効果的な行政施策の立案
- 企業の経営判断 など



調査の対象

- 1** 全ての産業に属する一定規模以上の法人企業（産業横断調査）
- 2** 製造業に属する一定規模以上の法人事業所（製造業事業所調査）



調査の法的根拠

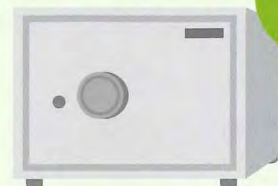
統計法(平成19年法律第53号)に基づく 基幹統計調査として実施します。



報告義務及び守秘義務

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、
また、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者など)には
調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しており、
これらに反したときには罰則が定められています。

なお、ご回答いただいた内容を統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありませんので、
安心してご回答ください。



調査事項

1 産業横断調査

- ☒ 経営組織 ☒ 資本金等の額 ☒ 企業全体の売上(収入)金額
- ☒ 費用総額及び主な費用内訳の額 ☒ 主な事業の内容
- ☒ 事業活動・生産物の種類別の売上(収入)金額 などを記入していただきます

一部の大規模な企業等では、企業全体の事業別費用の内訳、
企業傘下の事業所の売上(収入)金額などについても記入していただきます。

2 製造業事業所調査

- ☒ 経営組織 ☒ 資本金額又は出資金額 ☒ 事業所の従業者数
- ☒ 人件費及び人材派遣会社への支払額 ☒ 原材料使用額 ☒ 燃料使用額
- ☒ 電力使用額 ☒ 委託生産費 ☒ 有形固定資産 ☒ 製造品出荷額
- ☒ 在庫額 ☒ 工業用地及び工業用水 などを記入していただきます

調査の期日

6月1日現在で実施します

